

北斗市小規模事業者 持続化支援金

新型コロナウイルス感染症による影響を受けながらも、感染予防・拡大防止と事業継続に取り組んでいる北斗市内の事業者へ、事業全般に広く使える支援金を支給します。

●対象事業者／次の全てに該当する事業者

①北斗市内に事業所があること（北斗市に住所を有する個人事業主および北斗市内に事業所を有する法人または個人事業主）。

②令和2年12月31日現在で事業を営んでおり、今後も継続して事業を営む意思があること。

③常時使用する従業員が20人以下の法人または個人であること。

④新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年（1月1日～12月31日）の売上が前年同期と比較して、2割以上減少していること。

※平成31年2月1日以降に開業した事業者は、別途基準があります。

⑤「新北海道スタイル」の取り組みを实践すること。

●給付額／下表のとおり

●申請方法／市公式ホームページから申請書をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、郵送で提出してください。（インターネット環境がない場合は、申請書を郵送いた

売上減少率	給付額	
	法人	個人
20%以上 30%未満	20万円	10万円
30%以上 40%未満	30万円	20万円
40%以上 50%未満	40万円	30万円
50%以上	50万円	40万円

しますので、お問い合わせください。
※要件等の確認・交付決定後、交付決定日から1週間程度で指定口座にお振込みする予定ですが、申請書の提出が集中する場合は審査に時間がかかり、入金が遅れる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

●申請期限／令和4年2月10日（木）まで

※申請書の記載内容に不備がある場合や、添付書類に不足がある場合は、申請書を返送しますので、修正のうえ再度提出してください。詳しい要件等につきましては、市公式ホームページをご覧ください。か、お問い合わせください。

問 市役所水産商工労働課
「内線2845287」

令和3年度 臨時就学支援のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、就学が困難となる児童生徒の保護者に対し支援をおこないます。

●対象者／北斗市内に住所を有する児童生徒の保護者

●対象要件／令和3年1月から申請月までのいずれかの月収が次の①②のいずれにも該当すること。

①令和元年中のいずれかの月収と比較して2割以上減少している。
②保護者の月収の合計が基準額表に定める基準額以下である。

〈基準額表〉

小中学校に 在籍する 子の人数	保護者2名		保護者1名
	稼働収入者 2名	稼働収入者 1名	稼働収入者 1名
1名	303,000円	280,000円	256,000円
2名	362,000円	339,000円	321,000円
3名	412,000円	389,000円	375,000円
4名以上	462,000円	439,000円	426,000円

●支援の内容／給食費・修学旅行費・宿泊研修費（いずれも実費分）
申請方法については、市公式ホームページ、または学校を通して配布予定の制度案内文書をご覧ください。

北斗市奨学金の 償還猶予について

新型コロナウイルス感染症の影響による減収や就職内定の取り消しにより北斗市奨学金の償還が困難となった方に対し、申請により奨学金の償還を猶予します。

●対象者
・新型コロナウイルス感染症の影響により減収となり、償還が困難となった方
・令和2年度に卒業し、新型コロナウイルス感染症の影響により就職内定が取り消しとなった方

●償還猶予の内容
・償還困難な方／令和3年度分の償還を猶予
・就職内定取消となった方／令和4年度分の償還を猶予

●申請方法
償還猶予を希望される方には償還猶予の内容を記載した償還猶予申請書を郵送しますので、北斗市教育委員会学校教育課へご連絡ください。

問 市教育委員会学校教育課 74・2000